

**〔証明者記入様式〕**

校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

（受講者）

ふりがな		生 年 月 日	年 月 日
氏名			

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「 」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）（免許状更新講習規則第9条）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

年 月 日

（機関名・役職名）  
証 明 者 名  
（氏 名）

\_\_\_\_\_  
職印

< 参考 > ( この用紙の提出は必要ありません。 )

受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3）  校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条）	公立学校 校長の証明 校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条）	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条）	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士（注） （免許状更新講習規則第9条）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条）	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条）	任用又は雇用する可能性がある者の証明

（注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）

< 現職教員でない方（教員経験者、教員採用内定者等）で福島県教育委員会に証明を申請する方へ >

福島県教育委員会に証明を申請する場合は下記のとおり手続きをしてください。

1. 福島県教育委員会（義務教育課 教員免許更新担当）へ郵送し、受講対象者であることの証明を受けてください。

同封するもの

- ・教員経験者・・・辞令の写し（直近のもの1枚で可）、返信用封筒（宛名記載、切手貼付）
- ・教員採用内定者等・・・採用内定通知書又は講師志願書の写し、返信用封筒（宛名記載、切手貼付）

2. その後返送されましたら、受講申込書と一緒に福島大学に送付してください。

福島県以外の都道府県や市町村の教育委員会、私立学校・法人において、任用・雇用されていた・予定されている方については、任用・雇用（予定）先の教育委員会・学校・法人にお問い合わせ下さい。

（参考）

各都道府県教育委員会（免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧） 文部科学省ホームページより

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/010/1314009.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009.htm)